

山梨県指定構造計算適合性判定機関委任要綱第3条第三号の取扱いについて

(委任要件)

第3条 委任を希望する者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件に適合するものとする。

一～二 略

三 山梨県内（以下「県内」という。）の判定の業務を行う事務所は、原則として、首都圏整備法（昭和31年法律第83号）に規定する首都圏に置くものであること。

四 略

【第3条第三号の取扱い】

○判定の業務を行う事務所が1つである機関の場合

判定の業務を行う事務所は、首都圏に置くものでなければならないものとする。

○判定の業務を行う事務所が複数ある機関の場合

①判定の業務を行う事務所のすべてで山梨県内の判定の業務を行う場合

山梨県内の判定の業務を行う事務所のうち1以上を首都圏に置くものでなければならないものとする。

②判定の業務を行う事務所のうち山梨県内の判定の業務を行う事務所を限定する場合

山梨県内の判定の業務を行う事務所のうち1以上を首都圏に置かなければならないものとする。このとき、機関の構造計算適合性判定業務規程には山梨県内の判定の業務を行う事務所と山梨県内の判定の業務を行わない事務所をそれぞれ明確に定めなければならないものとする。

【解説】

第3条第三号に定める要件は、山梨県内の判定の業務を行う機関について、委任都道府県知事の立場から、一定の委任責任を果たす上で、法第77条の35の17の規定に基づく報告徴収、立入検査等の適確な実施等の観点から定められたものである。しかしながら、建築主及び設計者の利便性を考慮し、判定の業務を行う事務所が複数ある機関については、その1以上を首都圏に置くものであれば、首都圏以外の事務所においても山梨県内の判定の業務を行うことができるものとしている。